

高知市立

自由民権記念館紀要

No.29

2025. 3

(令和 7)

○論 文

明治七年民選議院論争の展開－新聞投書にみる社会と政治－…………… 池田 美砂

高知市立自由民権記念館

明治七年民選議院論争の展開

—新聞投書にみる社会と政治—

汲田美砂

はじめに

明治七年一月一七日、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助等七名が「民選議院設立建白書」（以下「建白書」）を政府左院に提出、有司專制を批判し、早期国会樹立を求めた。前参議らが中心となつて行われた民選議院設立建白をもつて国会開設や憲法制定を求める自由民権運動の嚆矢とする見方が一般的である。しかし、稻田雅洋氏のように、「建白書」提出以前、既に自由民権運動の萌芽はあつたと指摘する声もある。「建白書」の文中にも「某等在官中屢及建言候者も有之候」とあるように、副島や板垣等の在官中、すなわち明治七年の建白より前から民選議院設立の要望は存在していたのである。明治五年四月、宮島誠一郎から當時左院議長であった後藤象二郎へ提出された「立国憲論」などが有名であろう。稻田氏は、「建白書」について、論旨の新規性や先進性は否定したうえで、前参議等による「建白書」の意義は、提出そのものよりは寧ろその後、新聞紙上に「民選議院論争」を展開させる契機となつたことにあるとしている。

「民選議院論争」とは、「建白書」の提出翌日に『日新真事誌』へその全文が掲載されたことに端を発し新聞・雑誌上で巻き起つた一大論争のことである。新聞・雑誌上に掲載された民選議院論の数は、明治七年だけで実に一八〇件にも及ぶ。「建白書」が言論界に大きな影響を与えた理由として、「民選議院」のような西洋の政治理念や制度がすでに広く知られていたことや、廃藩置県など中央集権化を推し進めようとする明治政府の政策への不満が広がっていたことなどが挙げられている¹⁾。この民選議院論争について、先行研究では、その時期と性質の違いから第一次と第二次に分けられてきた。第一次論争は明治七年一月の『日新真事誌』および『東京日日新聞』が「建

白書」の全文を掲載したことから始まり、論点は大きく二つに分類できる。まず「建白書」に名を連ねる前参議らの政治責任批判、「建白書」の主旨たる早期民選議院設立の可否に関する議論、いわゆる「時期尚早論」である。第二次論争では「議会が開設されるならば誰に選挙権・被選挙権があるべきか」が主題とされた²⁾。福地源一郎が主筆を務めた『東京日日新聞』と『郵便報知新聞』の間で、明治八年三月から約一か月にわたって展開された。

第一次論争は概ね明治七年の夏頃には終息したとされており、二次論争までは約半年の期間が存在する。しかし、この間に新聞上で民選議院論が見られなくなつたわけではないことは、個々の民権家や論客に焦点を当てた研究によつて明らかである。一方で、この一次論争と二次論争の間にみられた民選議院論争を網羅的に整理した研究は管見の限り見られなかつた。本稿は明治七年を通じて、新聞紙上で展開された民選議院論争について、その論点や展開の整理を試みるものである。

なお、「民選議院」の漢字表記は「選」・「撰」の二つがある。板垣等の建白書には「撰」の字で表記されているものの、当時からこの「撰」の字を「えらぶ」の意味で使用するのは誤りであるとの指摘もあり、新聞上の表記も定まっていない。本稿では、引用資料及び資料名においては資料上の表記のままとするが、それ以外では「民選」と表記する。

一、第一次民選議院論争

(一) 建白者たちの政治責任をめぐつて

「建白書」に対する最初の反応として挙げられるのは一月二三日付『東京日日新聞』掲載の投書である。ここでは、前参議たちによる「建白書」に対する反応として「感奮激發」と「疑惑攻撃」が想定されている。

前参議ソノ他数氏ノ建言トテ新聞ニ記スルヲ見ル民選議院ヲ上請セル者ニテ其論至当トス其文ノ天下ニ伝布スル必ズ感奮激發スル者アルヲ察セリ又タ必ズ疑惑攻撃スル者アルヲ察セリ其激發スル所以ヲ尋ヌルニ其論ノ正シキト且ツ志ヲ當世ニ得ザル者ニ便ナルヲ以テナリ其攻撃スル所以

ヲ尋ルニ數氏ノ文其在官ノ日ニデル木戸參議演説書ノ如クナラバ完然トス今ソノ免職未ダ久シカラザルノ日ニ出ツ一也言論痛快ト雖モ悄不遜ニ涉ル有司ヲ股掌ニ弄スル氣象アリニ也數人連署ス三也夫レ結党ハ因ヨリ國家ノ大禁ナリ^四

賛成意見の背景としては民選議院設立という論の至正性や、現行制度では立身出世を望めない人々にとつては希望的な制度であることが挙げられる。反対するものの理論は三つある。一つは「建白書」に名を連ねた前参議等への批判である。木戸孝允のように在職中に意見を述べるべきであつたというものだ。二つ目に「建白書」の書きぶりが不遜であるというもの。三つ目は「建白書」が連署によつてなされていること、すなわち「国家の大禁」である結党が行われていることに因るものだ。

「建白書」の提出者に明治六年の政変で辞任した前参議たちが含まれていたことについて、より痛烈な批判を加えたのが谷中潜である。

今日本ノ事勢ト民情ノ向背トヲ察シ以テ之レヲ考フレニ民選議院ノ設ノアル十又余年ノ長キニ非サレハ行フ可カラサルナリ其故何ソヤ試ミニ看ヨ我国政ノ体タルヤ基礎未タ全ク堅カラス遐陬僻遠朝旨ノ達セサル或ハ之レアリ民情ノ質タル猜疑心ニ根シ向背常ナラス華士ノ禄未タ定マラス動モスレハ朝政ヲ誹謗スルモノ又或ハ之レアリ僻遠ノ小民猶且怨スベケレトモ昨日有司ニシテ事ヲ取り身ハ人民ヲ保護スルノ貴重ナルモ今日忽其職ヲ去レハ顧ミテ政府ヲ視ル動モスレハ仇敵ノ如ク猥リニ我カ私情ヲ吐キ人心ヲ鼓舞煽動スルモノアリテ安ソ遽カニ民選議院ヲ設クルニ違ア

ランヤ^五

谷中は前参議等のように辞職した途端に政府を目の敵にし、「建白書」によつて人々を扇動しようとしている人々がいる現在のような状態では民選議院設立は「時期尚早」であると建白者たちを批判した。建白者等は、この谷中のような、建白の中身そのものより自分たちの経歴や行動を非難する言説に対し、次のような回答を寄せている。

吾輩前日建言スル所ノ民撰議院ノ儀ニ就キ之ヲ評スル者アリ曰旧参議者在官ノ日ハ則チ黙シテ看ス其一旦罷ラルニ及テ輒チ言ハ何ソヤ我輩之ニ応テ曰ク右ハ建言副紙中既ニ之ヲ詳ニセリ復喋々弁セサル也但方今人心淘々上下相疑フノ秋今一旦政府天下ニ告テ万民ノ公論公議ヲ取ルコトヲ示サハ則吾輩以爲ラク唯斯一令ニシテ天下ノ人心定ルヘシ是レ吾輩今日之ヲ言フ所以ノ者ナリ
或又曰ク有司專制ノ弊旧参議在職中ハ之レ無リシヤト吾輩之ニ応ヘテ曰ク吾輩在職中固ヨリ之ヲ免カレス是ニ由テ之ヲ觀レハ則将来ノ有司亦応サニ之ヲ免レサルヘシ夫有司專制而シテ止マス則チ民何ヲ以テ堪ン民不堪トキハ則チ国何ヲ以テ独リ其安キヲ保ン乎是吾輩自ラ斯弊ヲ直言ニシテ復是忌ムコト能ハサル者也^六

まず、在官中には黙つていて辞職後に民選議院設立を主張し始めた経緯について、建白書に既に書いてあるという。建白書中には民選議院設立の要求は「平生ノ自論」であり、建言する者もあつたが、その決定は岩倉使節団の帰国を待つてゐたのだとする旨が書かれている。しかし、帰國後数か月経つても動きがなく、人々が「上下相疑」う状況となつてしまつた。憂うべきこの状態は、政府が公論公議を重視すると表明すれば收まるものであるとの考え方から、建白を行つたのだといふ。

次に有司專制の弊害は前参議在職中にはなかつたのかというと確かにそうではない。自分たちもその弊害を免れなかつたように、将来の有司も免れるものではないからこそ、有司專制を止めるように呼びかけた次第だと説明している。

その後、二月八日『日新真事誌』論説にて、論じるべきは「民撰議院設立」の可否であるので、建白者の進退に関する批判は今後掲載しない旨が宣言され、以降建白者たちの政治責任を追及する投書の掲載数は減少した。

(二) 時期尚早論

『自由党史』では、こうした建白者たちの政治責任批判には触れず、「先づ之に對して異議を挟みし者は、當時独逸学者の翹楚と称せられ、宮内省四

等出仕の官に在りし加藤弘之なりとす」として『日新真事誌』二月三日掲載の加藤弘之「疑問」を論争の出発点として挙げている。

僕高論ニ於テ疑問ナキ能ハスト雖モ亦大ニ之ヲ喜フ所以ナリ因テ考フルニ方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施サレ得スト雖モ元来民ノ為メニ政府アリテ政府ノ為メニ民アルニアラサルノ真理ヲ忘失スルナク偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ自ラ政権を限制シ務メテ民ノ私権ヲ伸張セシメ言路ヲ洞開シ教育ヲ勵シ以テ吾邦ヲシテ速ニ開化國トナラシムルヲ要ス且ツ閣下等ノ論ニ由テ考フルニ今既ニ某二三県ニ於テ為セシカ如ク姑ク府県ニテ士族并ニ平民ノ上中等辺ヨリ選挙ヲ以テ府県内ニ小議院ヲ設立シ唯其府県内ノ事ヲ商議セシムルノ舉アラハ如何但シ議定ヲ取捨スルハ姑キ功益アルヤ否或ハ却テ害アルヘキヤ僕未タ之ヲ考定スル能ハス閣下等并ニ大方君子ノ高論ヲ俟ツセ

ここで加藤は、民選議院設立を求める建白そのものは喜ばしいとしつつ、日本社会は未だ民選議院設立に足るだけの開明の域には進んでいないとして「時期尚早」を主張している。その上で、選挙権を士族や上中等の平民に限つた、府県規模での小議院設立を提案した。加藤の「疑問」に対して、板垣・後藤・副島の連署で「対問」が掲載されたのは同月二〇日のことであつた。

人民開智ノ日ヲ待テ之ヲ起サハ遂ニ其間有司專制ノ弊尚相繼キ恐クハ士民政令ヲ信ゼズ政令ヲ信ゼザレバ即チ人民之ニ服サドルノ弊ナキヲ得ズ故ニ曰ク民選議院ヲ起サバ仮令其論取ルニ足ラズト雖モ士民ヲシテ親シク其議ニ預ラシムルヲ以テ士民安ジテ其令ヲ信ジ其令ニ服ス可シ士民其令ニ服セバ國以テ安シ即チ所謂人民自カラ制定シテ自カラ守ル所以ナリ故ニ曰ク必ズ人民ニ議スルヲ以テ非ナリトセズ○

民選議院を人民の開化を待つてから設立するとなれば、その間に有司專制が続くことになる。すると、政治参加を許されていな人々は政令を不信に思ひ、これに従わなくなつてしまふだろう。たとえ「取ルニ足ラズ」の論であるとしても政令の制定に関わらせることが重要なのだというのである。大井は、選挙権の制限を想定していなかつたのだと考えられる。

さて、加藤は板垣等建白者による反駁へは返答をしなかつた。そのため、『自由党史』では建白者等の「論理の痛快明晰」であるために「加藤遂に之に再駁する能はず」との勝利宣言が成されている。一方で、加藤は大井や平地公作からの疑問に対しでは答議を行つた。加藤と大井の間で交わされた論争の子細やその思想については既に多くの先行研究によつて明らかであるため、ここでは割愛するが、このように比較的早い段階で、民選議院論争は建白者たちの手を離れ第三者間の論争へと発展していることが分かる。

板垣等は加藤の提案する府県政を議論の対象とする小議院ではなく、あくまで国政に関わる大議院の設立を主張するのだが、「時期尚早」との懸念に對して選挙権はすべての人与えるものではなく「士族及ヒ豪家ノ農商等」

に限るので問題はないと答えている。つまり、人民が未開であるので「士族并ニ平民ノ上中等辺」に選挙権を限つた小議院から始めてはどうかと言う加藤と制限選挙を主張している点では同じなのである。人民の開化のためには民選議院が必要であるといなながら、選挙権は既に開化の域に達している人々に限るという自家撞着に陥つてゐることが分かるだろう。

加藤の唱えた時期尚早論に対し、より理論的に反論し早期国会設立を訴えたのは馬城台二郎（大井憲太郎）であつた。大井は、加藤の意見を「不急ノ民選議院」設置による弊害を論じ、先に「持重鋭ヲ養ヒ人材ヲ教育」する必要があると説いたものとし、「人材教育ノ論」には同意するが民選議院の設置に關して自分の考えは違う、と前置きしたうえで次のような自論を述べた。

二、地方官会議と民選議院

(一) 代議人の資格

明治七年五月二日、地方官会議の議院憲法及び議院規則が通達された。これらは明治六年四月から五月にかけて行われた地方官会議の閉会に際して三条実美が同会を毎年開催すると予告したことに基づき制定されたものであつた。地方官会議とはその名のとおり、各地方長官を召集し、議事を行うものとされた。議院憲法の勅文では、地方官会議は五箇条の御誓文に基づく立憲政体の樹立に向けた漸次的な処置であり、「全国の人民」に「國家ノ重ヲ担任スヘキノ義務」があることを周知させるための一政策だと記されている。地方官会議は「人民」の「代議人」による話し合いの場、即ち民選議院設立の前段階とされているのである。

ところが、この地方官会議の在り方を巡って議論が巻き起こるのだが、その早い例として『郵便報知新聞』に掲載された、依田学海の建議が挙げられる。同建議中で依田は民情と官吏との隔絶を指摘し、公議を伸張しようとするのであれば「民心を探り民情を察」さなければならぬ。そうでなければ、「地方官一人の私説」であつて公議ではないと說いた。

鄙者会議所より建議して府下各区の議人を集めて会議を起さんことを謂へり然るに未だ允許を蒙らず蓋し当時の時態猶その機会に至らざるを以て事を速かにせば反て害あるとの説によりてなるべし然るに今般勅文に據れば地方の長官人民に代るとの事あれば勢ひ人民の会議を起されハ民心の在る処を知り難く民情の赴く所を察し難し伏て請ふ断然俗論を排斥して各区代議人集会を許可せられ地方官会議の時に当り事若し人民の利害に係らば必ず代議人の公議を採り更に長官の説を斟酌して発議あらんことを^{二二}

当时、依田は会議所の公選化に向けた活動をしており、一月にも東京府庁へ会議所改革の建議を行っていた。右の建議は、会議所の公選化が進まないなかで出されたもので、地方官会議勅文への不満を感じさせる内容となつてゐる^{二三}。

また、『日新真事誌』でも同様に、会議が官吏ではなく選挙によつて選ばれた代議人によつて行われることを望む旨の論説が掲載された。

今日日本政府ニ於テ地方会議院ノ設ケアルハ實ニ吾人ノ企望スル処ナリ然リト雖トモ此議院ノ設ケアル国民國事ニツイテ或ハ可トシ或ハ不可トシ或ハ樂ミ或ハ歎クコトアルトモ政府ニ於テハ之レニ留意スルナク又ハ會議當リ府県ノ知事令參事ヲシテ人民ノ代議人トナシ國事ヲ商シ人民ヲシテ更ニ其會議ニ臨マシメサル等津テ民選議院ノ主意ニ非サル也^{二四}

地方官会議の開催は望ましいものであるが、政府が発表した議院の在り方は決して「民選議院ノ主意」に則つたものではない、と指摘している。前述のとおり、この地方官会議では各府県知事や參事などの官吏が「人民ノ代議人」として定められており、一般の人々は会議に参加する権利を与えられないなかつたからだ。

また、大井は地方官を代議人とすることに対する立法権と行政権の分立の観点から異を唱えている。

行法有司（即チ宰相地方官）ノ会議タルモノハ全ク立法官ト混淆ス可カラサルハ方今ノ定論ニシテ今更贅言ヲ要セス然ラハ則チ立法議員タル可キ全國人民ノ代議士トナスニ行法有司ヲ以テシ之ニ由テ以テ人民ノ権利を害傷セス民間ノ利害ニ恰當ナル制度を創定セントスル恐ラクハ基本ヲ失スル所アランカ^{二五}

大井は予てから三権分立の確立と民選議院設立の必要性を併せて主張しており「六、地方官会議に對しても行政官である地方官（有司）と立法議員であるべき「全國人民ノ代議士」を混合してはならない」と指摘した。

一方で、建白書同様、地方官会議の民会化要求にもまた反対意見が寄せられている。『郵便報知新聞』五月一四日投書では、依田の建議に對する批判が掲載された。

若し依田氏云ふ所の如く上下分離して異情あらんにハ何を以て地方長官

たるの重任を負担せんや何を以て安民治業の術を施し得んや往々各県下人民動搖するありと雖も是皆な旧弊に固着し一己一夫の私情に出るなり又依田氏の云ふ所も私意偏見を免かれざると大に誤りならず^{一七}

憚夫ミ見込を立早速可申出候出京期日の儀ハ元より難相分候得共多分暑中過と相察候間夫までに取揃一応県会にて取調整頓之上致持參候方可然と存候其心得を以て暑中限に差出候様心懸可申此段相達候也

明治七年五月廿八日

兵庫県令神田考平^{一八}

投書を寄せた吉浦某は、そもそも依田の主張するような官民「上下分離」は存在しないというのである。地方長官が平日政治を行うにあたって民心の同意は必要ないが、人民の代議人になろうというのであれば「民心を探り民情を察」する必要があるとした依田の説に対し、そもそも「上下分離」して民情を理解していない状態では地方長官の責務は果たせないと反駁した。更には、「天下平等の公政」を行つてゐるにも関わらず人民が各自の立場から苦情を唱えるのは「人智未開」のためであるとさえいう。つまり、人民に正しく政治を判断する能力が未だない現代社会においては、地方長官をもつて代議人足り得るとの見解であり、これは時期尚早論と相通じるものであるだろう。

(二) 民会の試み

また、地方官会議の民会化を巡つて、民選による代議人の選定を求めるのではなく、「人民の代議人」になろうと試みた地方長官がいた。当時、兵庫県令を務めていた神田考平である。

三、民選議院論の再興

(一) 民選議院の要求

告 示

此度於政府会議御開有之諸民之代議人として地方長官被召寄律法御確定可相成旨御沙汰有之候に付てハ追て期日被仰出次第拙者出京可致義に有之候抑諸民代議の職掌ハ聚衆の名代として其存意を上申し又政府より御下問有之節ハ同様明代として答議を奉り以て公裁を拜載可致儀に有之候就てハ第一衆庶之存意と拙者之見込との間に相違之廉有之候てハ難相務職掌に候間右様行違の儀無之様出京前に管下一同の見込を篤と承知存候尤從來御布告御規則を始として上ハ御國体之大事より下ハ民間雜則之細件に至るまで苟も御国法之関係の筋ハ何事によらず熟考致し或ハ廃止相成度廉或ハ改正増補有之度廉或ハ新規確定有之度廉等心付次第聊無忌

第一次民選議院論争は概ね明治七年の夏頃に収束したものとされてきた。実際、七月頃には雑誌・新聞上で「民選議院」の文字が見られることが少なくなっている。一〇月には、議論の停滞を指摘する次のようないいふをも見られた。

旧參議諸公民撰議院の説一たひ出てより之を論する者絶さりしも政府地方官会議の令を発して之を糊塗し更に台湾の事起て人心測注するに依て政府民撰議院の危険を逃れ明確精當立花君の如き弁論鋭穎人をして凜乎として慄しめしも寂として音無に至れり天の人民を助けさる歎慨に耐さ

る也国家の不幸此より甚とするハなし^{一〇}

政府は、板垣等の「民選議院設立建白」によつて興隆した民選議院設立要求を地方官会議を公議の場とすることで誤魔化した。更には台湾出兵によつて、人々の関心が台湾へと向かつたことで、民選議院に関する議論はすっかり下火になつたと指摘するものである。

ところが実際に紙面を捲つていくと、確かに七月には一度落ちんだ民選議院に関する投書・記事数が、八・九月にかけて再び増加していることが分かる。特に八月の民選議院論争で、その中心となつたのは「立花光臣」の名義で筆を執つた古沢滋である。古沢による民選議院論の一つを見てみよう。

我帝国今日ノ情態ハ彼前参議氏等ノ答弁ニモ論セシ如ク我力 天皇陛下ノ春秋尚ホ弱クシテ未タ彼ノ普王魯帝等ノ比ニ至リ玉ハサルコトヲ故ニト為スアル而已是ノ故ニ我政府上ニ責任ノ二字ヲ着シ得ヘキ者ハ独リ斯ノ議院ヲ設立スルニ在ル耳^{一一}

今マ我々復タ此ノ役ヲ推シテ之ヲ彼ノ民選議院ニ付スル歐米文明諸邦ノ制度ニ倣フヲ以テ独リ能ク今日ノ急ニ応シソウシテ我政府ノ欠ヲ補フ者ト為スアル而已是ノ故ニ我政府上ニ責任ノ二字ヲ着シ得ヘキ者ハ独リ斯ノ議院ヲ設立スルニ在ル耳^{一二}

ここで問題とされているのは「責任」の所在である。古沢は、現行政府の欠点は「責任」を欠くところにあると断じ、「我政府上斯ノ責任ノ二字ヲ欠クノ弊及ヒ斯ノ二字ヲ強クシ之ヲ效セント欲ス必ス彼ノ民選議院ヲ置カネハナラヌ」と政府の「責任」を強くするためにも民選議院が必要であるとの論を展開している。

古沢の民選議院論に対し、まず九月三日『東京日日新聞』投書に、天山遁者の異論が掲載されている。天山は古沢の説は民選議院を彈正台や御目付のようにしようとするものだと指摘し、これでは却つて大臣の責任は軽くなってしまうと難じた。天山の議論に反論したのは大井憲太郎であった。責任や権威は個人に属するものであるとの天山に対し、大井は、それらはあくまで法律によって規定するべきものであると断じている。

また、古沢は統いて「專裁擅制」を発表。「專裁擅制」とは勝手次第の意であるといい、現今政府はこの状態に陥つてゐるとして有司專制を批判してい

る。このように、当該時期には政府の現状や弊害を説き、これを脱するための手段として民選議院設立を主張する言説が多く見られる。

(二) 台湾出兵と輿論

また、この頃にみられた民選議院論の盛り上がりからは、台湾出兵とその後処理を巡る政府対応への不満が感じられる。尤も、建白書を提出した前参議等の辞任は征韓論争に敗れたことを契機とするものだったことを思えば外征論と民選議院論とが重なることはさして不思議ではないかもしれない。九月七日『郵便報知新聞』投書では、福地源一郎が「民選議院の建白」を「我日本の大政府に向かてハ掣肘の弊を与ヘ、我日本の人民に向ては抵抗の害を醸さしめたる大禍本」と批難し、その「毒」は外征にも及んでいると指摘している^{一三}。

簡単に台湾出兵の流れを確認しておこう。明治四年、台湾に漂着した琉球民殺害事件を契機に日本国内では征台論が高まっていた。明治七年四月、日本政府による出兵準備が進められるなかで、英・米公使がこれに反対。政府は出兵中止を決定したものの、五月に西郷従道が台湾出兵を強行する。七月には台湾から撤兵はせず、清国と交渉する旨が閣議決定された。翌八月、交渉のため大久保利通が日本を出発している。九月に始まった清国との交渉が終わり、互換条款が調印されたのは一〇月三一日のことであった。

清国との交渉が続く一〇月二七日、『日新真事誌』に民選議院設立を日本の急務とする投書が掲載された。

前参議民選議院ノ建論ヨリ四方ノ論客相続キテ起リ討論反覆至レリ尽セリ然レトモ唯其要員ハ是ヲ起ス事ノ遅速ヲ云ノミ未嘗テ民選議院ヲ以不可トナス者ヲ不見是素リ万古不抜ノ公論ナルカ故ナリ予ヤ屢諸賢ノ明論ニヨリ且ハ時勢ノ変動ヲ見テ其實際上ニ於テ聊發明スル所ノモノアリ其基ツク所ハ唯実力ト名目トノニツ而已請フ其名実ヲ論セン（中略）奈何トナレハ方今支那交際上ニ於テ全權大臣ノ談判実ニ不容易大事件ニシテ弘安以來ノ國難上ハ 宝祚ノ安危ニ関シ下ハ國民ノ浮沈ニ係ル苟モ愛國慷慨ノ志アラン者ハ憤厲切齒各其ノ分ヲ尽サスンハ有ヘカラス文人ハ議

ヲ建テ武士ハ勇ヲ張リ富者ハ資ヲ出シ力士ハ労ヲ勤メ同心協力勉厲セサルヘケンヤ此時ニ當テ民撰議院ヲ以実ニ今日ノ急務トナス^(三)

投書は、板垣等前参議等の建白以来、方々から起こつた民選議院論について、様々な意見があれども結局は設立時期の遅速をめぐるものであつて、民選議院の必要性を否定する者はいないと断じている。その上で、今日の台湾出兵を巡る清国との交渉に触れ、弘安の役（蒙古襲来）以来の国難であると、その不手際を非難している。こうした国難の時にこそ、人々が一致団結し力を尽くす必要があることを唱え、そのためにも民選議院設立は急務であると主張するものである。

地方官会議の民会化を望む声のなかにも上下隔絶の指摘があつたが、台湾出兵のような外交問題が発生した際にはより喫緊の課題として日本国内の上下統一が求められていることが分かる。人々が政治を自分事とする必要があり、また、政府にも公論を酌みとつてもらう必要がある。そのための方法は民選議院の他ない、というわけだ。

（三）自由議院論争

明治七年一月二九日、前参議等の建白以来盛んに行わるべき民選議院論について「徒にそれ雄弁を奮て議院の立可き所以を論するまでにて更に実地の論に及ばず」^(四)と、民選議院がどうして必要であるかや、その功能ばかりを説くのではなく、実務実際のことについて議論しなければならないと指摘する投書が掲載された。これに前後し、新聞紙上では民選議院論や政体論など、民選議院の在り方について論じる投書や社説が見られるようになる。こうした中で現れたのが、島田三郎の「自由議院論」である^(五)。

島田は、『横浜毎日新聞』に掲載した論説「民撰議院餘説」や「自由議院之案」で段階的な民選議院設立を唱えている。このうち「自由議院之案」では、現今日本の社会状況で選挙を行えば、士族は士族へ、平民は平民へと投票する。それでは数の差から「民撰議院」は「名主庄屋議院」になってしまふと指摘している。こうした「今日ノ民撰議院ハ愚論ノ集会所ヲ設ル而已」であるとし、民選議院とは別に有志学者による「自由議院」を設立するべき

だとの二院論を展開した^(六)。「民撰議院」と「自由議院」とが親和して一つの院となるのは「華士族不残家禄ヲ奉還シ平民ト劳苦ヲ同クシ懇親ノ交ヲ結ブノ後」であつて、五〇年も一〇〇年も後であろうというのである。

『東京日日新聞』に筆を執つていた福地は、一二月一三日の社説で島田の自由議院論を取り上げている。ここで福地は自由議院論について「未ダ此論者ノ如ク実際ニ著目スルノ篤キヲ見ズ」とかねてより自分が主張してきたような実際に涉る議論が初めて行われていると評価した上で、その考案には不同意である旨を表明している。福地もまた段階的な民選議院設立を訴えていたのだが、島田のように身分別の議院を設けるというものではなく、まずは一村一町の民会から始めて、一府、一州へと広げ、最終的に国会設立に至るべきというものだった。この自論を踏まえ、福地は自由議院論への意見を次のように展開する。

民選議院ノ説一タビ世上ニ流布シタルニヨリ是マデ無識ナリシ農商モ迷夢ノ一朝ニ覚メタル如ク始メテ其自分ノ賤シカラザルヲ悟リ始メテ権利ノ保有スベキヲ知ル者アリテ復タ昔日ノ旧習ヲ甘ズルノ比ニ非ザル者アリ於此乎人情大ニ一変セリト云ハザルヲ得ズ○民選議院ノ説ヲ起シタル原因ハ何等ノ情実ニ生ズルトモ其所説ノ公明正大ナル固ヨリ青天白日ノ如キヲ以テ仮令尚早ニモセヨ愚民ノ集会ニモセヨ今日ノ勢ニテハ政府ニ於テモ之ヲ遏止ス可ラズ人民ニ於テモ之ヲ空議ニ附ス可ラズ唯々之ヲ実践スルノ方法ハ何ノ違ヨリ著手セバ人民ノ利益ト成ルベキカヲ注目スルニ在ルノミ是レ吾曹ガ所見ハ議院家ニ異ナリ小ヨリ大ニ及ボサンコトヲ謀リテ邑市ノ民会ヲ急ニセント欲スルノ原因ナリ^(七)

民選議院の要求は、確かに一部の人々から起こつたもので、日本人の総意ではないかもしないが、これによつて今まで「無識」であった人々も自分に権利があることを知り、旧習を打破する必要があることを知るようになつた。例えどのような背景があるにせよ、民選議院論が公明正大であることは疑いようもないことであり、「尚早」であろうが「愚民ノ集会」になろうがこれを止めることは出来ないという。福地は民選議院をあくまで「日本全州ノ人民」で議論するための場であると考えていたために、平民を愚者と切り

捨て、士族のみで議院を設立するべきだとする自由議院論に反対したのである^(一八)。

また、自由議院論へ呼応するかたちで、同一五日には開化堂主人の名で『日新真事誌』に士族会館議院（自由議院）設立を呼びかける投書が掲載されている。ここでは、島田の論と同様「華族既ニ立ツ我族之ニ次テ而テ遂ニ三民ニ及ホシ然後其宜ヲ裁セハ乃純然タル眞ノ民撰議院ヲ立ツルノ一大基礎ニシテ牢固動カス可ラサルヤ^(二九)」と段階的な民選議院設立が説かれている。「華族既ニ立ツ」とは、同年六月に永田町で設立された「華族会館」を指すものだろう。

開化堂主人の投書に対して、同一九日『日新真事誌』に答議「開化堂主人先生ニ復スルノ書」が寄せられた。これは、士族会館のような偏狭な集まりを興すのではなく、共存同衆のように身分問わざ人を集めると論ずるものであった。

このように、無識の平民を選挙人から除外することで早期民選議院を実現しようという士族中心的な論者が出現する一方で、そのように身分間の対立を深めるべきではないとの見識を持つ者も存在していたのである。やがて議論は「誰に選挙権を与えるべきか」という問いに代わり、第二次民選議院論争へと発展していく。

おわりに

牧原氏は明治七年を「論争元年」と称すべき年とし、この年には建白書が前年比二倍以上に増加したことを指摘している^(三〇)。民選議院論争の他にも、火葬禁止令や徵兵制など明治政府の政策をめぐる議論が多く展開された年であった。

この頃、議論の中心は新聞を読み、自身の考えを綴るだけの識字能力を有した華士族である。未だ教育が行き届いていないとされる庶民は蚊帳の外であつたことは、時期尚早論や自由議院論などからも分かるだろう。ただ、こうした状況下にも、一二月九日『日新真事誌』投書のように、平民に対しても民選議院の必要性を説く者も見られた。同投書は、現行法^(三一)において同じ罪

状であつても華士族と平民とで刑罰に差が設けられていることに触れ、自分たちの権利を守るために百姓も、自分たちの代議士を選び、民選議院へと輩出する必要があると主張するものである。また、一二月二日『朝野新聞』に寄せられた投書には「農税ノ重斂ナル」ことが民権を育て、議院を興す妨げとなつてゐるとの見解も記されている。明治七年、民選議院論争が長く形を変えながら続くなかで議論が広がった結果であるだろう。一般に、自由民権運動が大衆へと波及するのは明治一三年の国会請願運動からであるといわれるが、それ以前から一部では既に、士族以外の人々に目を向け、人々が被る不利益の是正という観点から民選議院が説かれていたのである。

以上、本稿では明治七年代に新聞紙上で展開された民選議院論争を整理してきた。大筋を示すことを目的とし、細かな議論に立ち入ることは出来ていない。投書や論説を記した各人の思想的背景や論争の焦点など、考証の余地は多く残されている。

（くみたみさ 高知市立自由民権記念館学芸員）

- 一 稲田雅洋『自由民権の文化史－新しい政治文化の誕生』1900年、筑摩書房、一四九頁。
- 二 田崎哲郎「民選議院論争」『近代日本思想』、青木書店、一九六三年、一四頁。
- 三 松岡僖一「第二次民選議院論争－士族民権とは何か－」『跡見学園女子大学紀要』第二五号、一九九二年、三七頁。
- 四 不恤緯「投書」『東京日日新聞』明治一月二三日、『東京日日新聞』四、日本図書センター、一九九四年、四九頁。
- 五 谷中潜『東京日日新聞』明治七年一月二六日、『日新真事誌』同二七日、『複製版』『日新真事誌』四、株式会社ペリカン社、一九九四年、二五四頁。
- 六 民撰議院設立建白某等「投書」『日新真事誌』一月二八日、前掲二五九頁。
- 七 加藤弘之「江湖叢談」『東京日日新聞』二月一日、前掲書七五頁。
- 八 板垣退助・後藤象二郎・副島種臣「対問」『日新真事誌』二月一〇日、前掲三六五頁。
- 九 この点について稻田氏は旧来の人智主義に支えられた考え方であり、「彼らの民選議院の思想的なレベルが、まさに語るに落ちたものである」と指摘している（『自由民権運動の系譜－近代日本の言論の力』吉川弘文館、1999年、七九一八〇頁）。
- 一〇 馬城台一郎「投書」『東京日日新聞』二月一七日、前掲書一一四頁。
- 一一 「地方官會議開設」付議院憲法議院規則凡例ヲ定ム 国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/item/4150113>)。
- 一二 依田百川『郵便報知新聞』五月七日、会議所建議『復刻版・郵便報知新聞』第一期第三卷、柏書房株式会社、一九八九年、二二一頁。
- 一三 池田真歩「〈富商の会議体〉から〈言論人の議会〉へ－明治初年の江戸町会所・東京会議所・東京府会』『北海学園大学法学研究』五七(1)、1991年。
- 一四 論説『日新真事誌』五月八日、『複製版』『日新真事誌』五、株式会社ペリカン社、一九九五年、一七四頁。
- 一五 馬城某「投書」『日新真事誌』七月一三日、同前、四九一頁。
- 一六 「立法権ハ断然行政権ト分置シ互ニ其権限ヲ冒サシメズ以テ大ニ法制ノ可否得失ヲ議シ今一層ノ改正ヲ企起スルニ在リ」馬城台一郎「投書」、『日新真事誌』二月二七日、前掲書一四六頁。
- 一七 吉浦某『郵便報知新聞』五月一四日、投書、前掲書二三四頁。
- 一八 「明治七年兵庫県二六六号」告示、『東京日日新聞』六月一四日、前掲書三五九頁。
- 一九 『日新真事誌』六月一五日、県新聞、前掲書三五九頁。
- 二〇 人見義同、投書『郵便報知新聞』一〇月一九日、『復刻版・郵便報知新聞』第四卷、柏書房株式会社、一九八九年、二〇八頁。
- 二一 立花光臣「擬住仁安書第六号 民撰議院」『日新真事誌』八月二九日、『復刻版』『日新真事誌』六、株式会社ペリカン社、一九九五年、一三八頁。
- 二二 猫尾道人「建議の害を論するの説」『郵便報知新聞』九月七日、前掲一二八頁。
- 二三 南海道之漁支投書『日新真事誌』一〇月二七日、前掲書四一四頁。
- 二四 狗頭道人（福地源一郎か）投書『郵便報知新聞』一一月二九日、前掲二八二頁。
- 二五 福井淳「嚶鳴社憲法草案」の研究『大正大学研究紀要』第九十八編、1931年。
- 二六 茜山逸史「自由議院之案」『横浜毎日新聞』一二月一一日、論説、『復刻版・横浜毎日新聞』第九卷、不出版、一九八九年、三四一頁。
- 二七 『東京日日新聞』一二月一三日『東京日日新聞』五、日本図書センター、一九九四年、三三二頁。
- 二八 園藤充己「第二次民選議院論争と『東京日日新聞』－その「思想」と「表現」の両側面から』『年報日本思想史』一四号、二〇一五年。
- 二九 開化堂主人投書『日新真事誌』一二月一五日『複製版』『日新真事誌』七、ペリカン社、一九九六年、一一九頁。
- 三〇 牧原憲夫「明治七年の大論争－建白書から見た近代国家と民衆」『日本經濟評論』1991年。
- 三一 明治六年『改定律例』にも「凡華族過誤失錯ノ罪ヲ犯ス者ハ華族贖罪例圖ニ照シテ贖フコトヲ聽ス。其私罪ヲ犯ス者ハ士族ノ法ニ同シ。」（第十二条）「凡士族罪ヲ犯ス者ハ」「一体ニ禁錮ニ処ス」「罪科未タ定ラサル者ハ監倉ニ入レ平民ト

別異ス」(第十三條) へと「^トうように身分によつて刑罰に差があつた(国立公文書館藏『改定律例』<https://www.digital.archives.go.jp/img/4982061>)。

明治七年下半期 民選議院に関する投書一覧

月日	掲載紙	筆名	標題（内容）
七月三日	郵便報知新聞	島根県足達孫兵衛の「仮衆議所に付建白」を取り上げる	島根県足達孫兵衛の「仮衆議所に付建白」を取り上げる 島根県足達孫兵衛の「仮衆議所に付建白」を取り上げる
七月四日	郵便報知新聞	一日朋友來り談し地方會議の事に及ぶ	一日朋友來り談し地方會議の事に及ぶ
七月三〇日	横浜毎日新聞	本県新聞	本県管下各戸長へ令公より告諭せられし書
七月一三日	日新真事誌	馬城某	（友人の手になる人民の公選による議員の召集を求める建言書を「陳腐頑固」なものとして紹介）
八月二日	日新真事誌	中島信行	（民意を聞かなければならぬとの説）
八月六日	郵便報知新聞	立花光臣	（八月二日に明六雑誌より転載された阪谷論への反駁）
八月一二日	郵便報知新聞	愛松子	（憲法制定や民選議院の開設を望む）
八月二〇日	郵便報知新聞	立花光臣	（「不可不建民選議院」に対する碩石子の質問へ返答）
八月二二日	日新真事誌	晴川閣	（郵便報知「四百四十一号」立花光臣の「大臣ノ責任ヲ重クセン為ニ民選議院ヲ設立スベシ」論へ意見）
八月二九日	東京日日新聞	内海直質	
八月三〇日	日新真事誌	立花光臣	
九月三日	東京日日新聞	磊々館主人	
九月四日	日新真事誌	天山遁者	
九月五日	郵便報知新聞	立花光臣	
九月六日	郵便報知新聞		
立花光臣			
擬住仁安書第八号 専裁擅制	（民選議院論争の決着を望む）	擬住仁安書第七号 世光	

一〇月	明六雑誌	郵便報知新聞	日新真事誌	東京日々新聞	日新真事誌	横浜毎日新聞	日新真事誌	日新真事誌	郵便報知新聞	横浜毎日新聞	九月一八日	九月一六日	九月一五日	九月一〇日	九月八日	九月七日		
一九号	神田孝平	投書	投書	投書	投書	江湖雜聞	投書	弁駁	投書	山田改一	九月一九日	九月二五日	九月二五日	九月一九日	九月一六日	九月一三日	九月一〇日	九月八日
一〇月三一日	民選議院ノ時未夕到ラサルノ論	多々良直臣	浅岡一	南海道之漁父	人見義同	○宮城県各大区会議章程	(「皇國ヲシテ独立不羈ノ大摸ヲ立テシムル」ためには民選議院が必要)	(民撰議院の設なくは其國開明と称すへからす)	(民撰議院設立は急務である)	(民撰議院設立は急務である)	(立花光臣門下生が加藤弘之の免職の噂を喜んで知らせにきたことについて)	(立花光臣「專裁擅制」に対する意見)	(『民撰議院集説』の粗末さを批判)	(『民撰議院集説』の粗末さを批判)	(立花光臣「專裁擅制」に対する意見)	(天山遁者による立花光臣「民撰議院」への異論に対する意見)	建議の害を論するの説	

一一月一六日															一一月五日	日新真事誌	
郵便報知新聞	日新真事誌	東京日々新聞	横浜毎日新聞	郵便報知新聞	日新真事誌	東京日々新聞	郵便報知新聞	東京日々新聞	郵便報知新聞	東京日々新聞	郵便報知新聞	東京日々新聞	郵便報知新聞	一一月五日	郵便報知新聞	日新真事誌	
投書	投書	社説	論説	投書	投書	投書	投書	投書	投書	投書	投書	投書	投書	一一月五日	郵便報知新聞	論説	
天然	開化堂主人		茜山逸史	狗頭道人	五十櫻廻屋主人	半場生		半場生		海野操造	鼎堂	半場生	訥庵閑人	半場生	天下悉く睡る論	政体論	民撰議院ノ設ケ至要ナル
(万全の利小不便を以てか之を興さざる者有焉乃民選議院是也)	士族会館議院(自由議院)設立の呼びかけ	横浜毎日新聞ノ自由議院論ヲ駁ス(横浜毎日新聞一二月一一日掲載「自由議院之案」について、評価するが不協同である)	自由議院之案	民選議院初らハ第一着民費分賦の大略ハ我等既に前書に説きたり今茲に我邦に無くてハならざる民間にありて尤も大切なる事件を説き出さんとす (「新律綱領」で華士族と平民で刑罰に差があることに触れ、「百姓タチと説く」と説く)	各々モ其区ノ代議士ヲ選んで代表者を出した「民選議院」が必要である	東京会議所ヲ民会ニセん事ヲ望ム(東京市中の有産人民を喚起し前日より以来繰返して論じたる民会の事を議せんと欲す)	政体論之二前号の続き	政体論之二	(矢口「太平餘論」の「不得已」への言及、民選議院の一大緊要なるを説く) (民選議院ノ必要(民権を恢復せん事の企て))	民選議院論	政体論前号の続き	民権論(民権を恢復せん事の企て)	天下悉く睡る論	政体論	民選議院ノ設ケ至要ナル		

一月一六日	東京日日新聞												
一月一七日	横浜毎日新聞												
一月一九日	日新真事誌												
一月一九日	東京日日新聞												
一月二〇日	郵便報知新聞												
一月二〇日	東京日日新聞												
一月二〇日	郵便報知新聞												
一月二〇日	主権閣主人												
一月二三日	日新真事誌												
一月二四日	日新真事誌												
一月二四日	答議												
一月二十五日	郵便報知新聞												
一月二十五日	投書												
一月二四日	郵便報知新聞												
一月二四日	天外如來												
成※一月以前の記事については中嶋久人「『日新真事誌』と民撰議院論争—府下諸新聞における民撰議院論争—外國人ジャーナリストと「民主化」—『自由民權』一三号（町田市立自由民權資料館、平成七年上半期）」に詳しい。	天外如來	政体論前号の続き	政体論	（民撰議院がなくとも政治を論じることはできる、虚構に拘泥して実を論じないのは本末転倒ではないか。）	（民撰議院第三周年百八十一号掲載開化堂主人「自由議院設立ノ議」に賛成）	（開化堂先生ニ復スルノ書（平民と士族を隔絶すべきではない））	（地方官会議ノ立消ヲ論ズ（いつの間にか消沈した地方官会議の議論について））	（自由議院之再案）					